

# 令和5年第3回(6月)佐渡市議会定例会会議録(第4号)

令和5年6月23日(金曜日)

## 議事日程(第4号)

令和5年6月23日(金)午後1時30分開議

### 第1 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第54号から議案第58号まで、議案第63号、議案第64号、陳情第10号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第59号から議案第62号、議案第65号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第66号、令和4年陳情第13号、陳情第2号、陳情第11号

### 第2 議案第67号から議案第69号まで

### 第3 議案第70号から議案第93号まで

### 第4 委員会の閉会中の継続審査の件

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員(19名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
8番	室岡啓史君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	坂下善英君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	佐藤孝君	20番	駒形信雄君
21番	近藤和義君		

## 欠席議員(1名)

9番 広瀬大海君

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君

企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	金子聡君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	祝雅之君	農林水産部長	本間賢一郎君
観光振興部長	岩崎洋昭君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	鈴木健一郎君	教育次長兼 （兼教務課長） 総務課長	磯部伸浩君
消防長	中野照之君	農業委員会 事務局長	計良朋尚君

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午後 1時30分 開議

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第54号から議案第58号まで、議案第63号、議案第64号、陳情第10号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第59号から議案第62号、議案第65号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第66号、令和4年陳情第13号、陳情第2号、陳情第11号

○議長（近藤和義君） 日程第1、常任委員会に付託案件した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について副委員長の報告を求めます。

総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

〔総務文教常任副委員長 平田和太龍君登壇〕

○総務文教常任副委員長（平田和太龍君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6,230万円を追加する補正予算を本年6月2日付で専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。主な内容は、昨年12月の大雪により発生した災害への対応に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第55号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、感染症等に対処した場合に支給していた防疫等作業手当を廃止する人事院規則の改正が行われたため、佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化による真野体育館の解体に伴い、真野体育館を廃止する必要が生じたので、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、真野体育館の解体工事に伴い、同体育館の事務所内に設置されている真野地区公民館の位置を変更する必要が生じたので、佐渡市公民館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位

置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受けた急速充電設備の定義の見直しや全出力の上限を撤廃するものであり、併せて健康増進法の改正に伴い、喫煙等に関する規定の見直しを行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び佐渡市消防本部施設・設備整備計画に基づき、佐渡市消防団中央方面隊及び佐渡市消防団両津方面隊に配備予定の消防ポンプ自動車（CD-1型）について、5月19日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第64号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ9億4,846万1,000円を追加するものであります。主な内容は、国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業の経費を計上するほか、部活動の地域移行に向けた取組に要する経費、台湾交流イベントの開催に伴う経費、昨年12月の大雪災害への対応に要する経費などを予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、2款総務費、1項総務管理費、16目防災対策費、防災対策事業について。本予算は、新設する集積場及び倒木、倒竹などの処分に係る追加予算である。昨年末の大雪災害は、予想を超えた倒木、倒竹、地区孤立、長期停電など、かつてない規模であり、いまだ市民生活に大きな影響を及ぼしている。今後も大規模災害が予想される中、防災課は今回の教訓を十分に生かし、他課との連携を図りながら防災体制を強化すべきである。

2、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、地域文化クラブ活動推進事業について。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、地域運動クラブ活動推進事業について。部活動の地域移行については、制度の趣旨を十分に理解し、生徒、保護者、部活指導者の意向を確認するとともに、他市の先行事例を参考に制度設計を行い、教職員の多忙化解消となるよう取り組むべきである。

陳情第10号 佐渡市議会の委員会に置いて佐渡市答弁の違いの説明を求める陳情。本陳情は、令和5年陳情第4号及び陳情第5号の常任委員会審査において、関係の部課長の説明内容が異なることについて、その理由を明確にすることなどを求めるものであります。審査の結果、不採択すべきものとして決定しました。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任副委員長の報告を終わります。

議案第56号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番（山本健二君） 体育館を解体した後、どのように住民に説明するのか、その辺どのような審議したのか教えてください。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長（平田和太龍君） 山本議員の質疑にお答えいたします。

執行部の説明では、真野体育館の解体後の跡地については、近隣に施設が多くあり、駐車場を予定していると説明がありました。また、説明会につきましては以前より何度も開催しておりますが、最近では昨年12月1日に利用者団体と、12月5日に住民説明会を行い、大きな不満はなかったと聞いております。駐車場にするとということにつきましては、審査の中で、現状近隣のふるさと会館や陸上競技場など、大会などがあると利用者が多くなった際に路上駐車が増え、苦情が出ておりますので、その部分の解消にもつながるとの説明がありました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 山本健二君。

○2番（山本健二君） 次、真野体育館、避難所になっていたと思います。屋根つきの避難所が少なくなるというのか、面積が少なくなると思いますが、その辺はどう審議したのか。

それと、体育館がなくなって駐車場になるといって、風が強くなって、小学校のところの体育館とか、そういうところに不都合が出るかと自分は思いますが、その辺どのような審議をしましたか。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長（平田和太龍君） 山本議員の質疑にお答えいたします。

避難所につきましては、現在防災などどういう形がいいかということで、検討する必要があるということで答弁をいただきました。

体育館がなくなることで、風などどういった心配があるかと。委員会の中でも似たような意見が出まして、それについても今後検討していくというような説明がありました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 山本健二君、3回目です。

○2番（山本健二君） 次に、これは何の予算を使ってやるのかと、いつ頃からスタートするというか、着工する予定ですか。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長（平田和太龍君） 3回目の質疑にお答えいたします。

今後につきましては、様々計画を検討して進めていくという説明がありました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第56号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番(山本健二君) これ住所が真野行政サービスセンターになっていると思います。もう真野行政サービスセンターに公民館は移動するということになっているのでしょうか。その辺どのように審議したか教えてください。

○議長(近藤和義君) 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 山本議員の質疑にお答えいたします。

次の公民館につきましては、利用者と相談し、真野行政サービスセンターを考えていることの説明がありました。現在主にふるさと会館で公民館活動を行っているのですが、真野行政サービスセンターに入っている上下水道課が本庁舎へ移動した後に行政サービスセンターも利用してもらう予定でして、その際に利用形態や部屋割りなど、地域の方々と話し合いを進めていきたいと説明がありました。議会側から、利便性向上のため、行政サービスセンターの大会議室も使えるようにしたらどうかというような提案もしております。

以上です。

○議長(近藤和義君) 山本健二君。

○2番(山本健二君) 次、これ公民館の移設というのはまだしっかり決まっていらないように自分は思っているのですが、これも決まっているのかどうかというのがちょっといまいまいち分からなかったのと、今ふるさと会館でやっているということは、自分はふるさと会館でやっているところに一度移して、また相談して、しっかりしてから決めればいいのかと思っているのですが、その辺どのように審議したのか教えてください。

○議長(近藤和義君) 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 利用形態や部屋割りににつきましては、地域の方々と今後話し合いを進めていきたいと説明がありました。

以上です。

○議長(近藤和義君) 山本健二君、3回目です。

○2番(山本健二君) ということは、住民の方、使う人とまた相談して決めなければということでよろしいでしょうか。

○議長(近藤和義君) 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長(平田和太龍君) 繰り返しのなってしまいますが、今後利用形態や部屋割りなど、地域の方々としっかり話し合いを進めて、説明していくという説明がありました。

以上です。

○議長(近藤和義君) 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第57号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第10号 佐渡市議会の委員会に置いて佐渡市答弁の違いの説明を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は不採択であります、本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立なしであります。

陳情第10号を採択することは否決されました。

これより議案第56号、議案第57号、陳情第10号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第59号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和5年度税制の改正に伴い、令和5年3月31日に専決処分した事項以外のものについて、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、森林環境税の導入に伴う個人住民税の賦課徴収の方法等に関する規定のほか、特定小型原動機付自転車の区分が新設されたことに伴う種別割の税率の適用など、所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第60号及び議案第61号、佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。以上、2議案は、こども家庭庁設置法及び関係法令の施行に伴い、主務大臣の表記を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改めるほか、所要の改正を行うため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第62号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市が設置するデイサービスセンターを地域密着型通所介護に対応させるため、佐渡市デ

イサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第65号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億6,440万円を増額するものであります。主な内容は、両津病院の移転に伴う独立インフラ設備整備に要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりでございます。

意見。今回の予算により、当施設の電源設備等の再整備がされることとなる。老人保健施設としての将来像や今後の福祉施設の需要動向を踏まえ、当予算が有効なものとなるよう取り組まれない。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第62号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） お尋ねをいたします。

佐渡市が直営でやっている、そして指定管理として出している西三川のデイサービスセンターを通常のデイサービスから地域密着型に変えるということなのです。子供ではないので、なぜこの問題取り上げるかということ、今第9期に向けての介護保険事業計画をやっていて、その中で地域ケアシステムを構築するというのが長年来やってきている中で、重要な施設であります。そして、来年度は新たな介護保険の報酬等の制度の改正があると、7つの問題点もあるという、こんなふうに言われているわけです。一方では軍拡財源法案の中でほかの予算が圧縮されるという中での出来事ですから、聞くのでありますが、今言ったような背景のある中で、これなぜ地域密着型に変えるのか。定員が減ったり、いろいろなことがあるのですが、それにおけるメリット、デメリットは何なのかをお教え願いたいということです。先ほど言いました地域包括ケアとの関わりも考えると非常に私は疑問があるので、お聞きをしますが、よろしく願いいたします。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） それでは、中川議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まさしくただいま中川議員がおっしゃったように、当西三川デイサービスの事業を通常施設及び地域密着型のサービスができるように本条例の改正となっております。なぜ地域密着型にするかという御質疑が主だと思いますが、この施設につきましては当委員会におきまして、本年の2月に執行部より住民説明会の報告がございました。このデイサービスセンターは保育園と老人施設が一緒になっている施設でありましたが、子供の減少に伴い、幼児を真野第2保育園のほうに行ってもらいたいというような下に、デイサービスセンターについても住民説明会の中で意向を確認しております。その中で利用者及び住民の方々から施設を残していただきたいという要望が強かったということでありまして、短期入所への転換ができないか、リハビリなどに使えるようにしてほしいという強い要望があったという報告を受けておりました。

その中で今回の条例改正でございます。先ほど申し上げたとおり19人以上の通常の通所サービスと地域密着型という両方のサービスができるように書き加えたような形の条例になっておりますが、地域に残していくためには事業者として収入の安定化も図ることが一つの方策であろうというふうに思いますし、議員御存じだと思いますが、本来の趣旨は認知症高齢者や中度の要介護の高齢者の方々ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるようにという目的の下に、地域密着型という制度が2006年4月に介護制度改正の下に制定されておると。この辺は皆御存じのことだと思いますので、できる限り地域でサービスを受けられるようにというのが目的でございます。

メリットでございますが、今申し上げたとおり地域でと。それから、この制度の中には年2回の協議会というもので、地域と、それからサービスの対象者の方々とサービスに対しての協議ができるということで、比較的要望に沿ったサービスの在り方というものが実現するということがメリットだというふうに思います。デメリットといたしましては、今回の審査の中でお聞きしておりますが、やはり利用料が多少上がってしまうということが利用者にとってのデメリットというところでございます。このサービス料としましては時間にして20円程度の増になるのではないかとこのところでございますので、地域に残すという意味で了としたということでございます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 大変詳しい答弁ありがとうございました。一言で言えば、地域に残すために地域密着型にしたと。一言で言えば、今委員長言いましたが介護報酬が高くなるという話なのです。

そこで聞くのだけれども、第8期の介護保険事業計画の中では佐渡における在宅サービスと施設サービスは高いのだけれども、居住系のサービスが低い状況であるというのが第8期に書かれているのです。具体的には居住系サービスでは新潟県平均が1.1%、高いところで柏崎市が1.7%に対して佐渡は0.9%ということで、全国から比べても低い。つまり地域包括ケア、地域で住み慣れたところで安心して過ごせるようにしていくというのが第7期ぐらいからずっとやってきている。これから高齢者の方がいなくなるからいいという話ではなくて、地域密着型、先ほど委員長もお話をしましたが、都会の場合は大体大型のデイサービスが多いから、小規模にすると住み慣れた人との関係でいろいろ反映できるというような話なのだ。佐渡の場合はほとんど小規模ですから、地域密着型にしなくても、地域の要望をしっかりと受け入れてやれるという話なのだ。しかも、今電気代の問題、高くて大変だという中で、来年の介護報酬の改正によっては3割の事業所が潰れるという報道もされている中で、佐渡全体でデイサービスは総数約600人の定員があって、定員30人未満の小規模のデイサービスの定員の総数は300人を超えて337人です。そういう意味でいうと、全ての事業者がもうかるほうにいかざるを得なくなっている。これで本当に地域包括ケアシステムができるのかという話なのです。しかも、地域密着型になると、管轄は県ではなくて、市になります。国の思うとおりののですが、市になったときにサービス基準や介護報酬なども地域の实情に合わせてやれるということだから、サービスをちゃんと上乗せをするようなことも含めてしっかり仕掛けがなければ、高齢者が安心して地域に暮らすことができないというふうに私は思うのです。居住系のサービスでいうと、デイサービスは、地域で高齢者が暮らしていくという中では、デイサービスの果たす役割というのはやっぱり大きいのです。先ほど地域の人が残してほしいから、残すという話しましたが、あの地区からデイ

サービスなくなれば真野に行くか、羽茂に行くしかないということなので、もうちょっとそういう意味でいうと単純に単価の報酬が欲しいために変えるだけではなくて、佐渡市としての新たなサービスなどは考えられているのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 今回の条例改正では、当該施設が次年度より指定管理者の見直しの時期にかかるということで、そのタイミングで地域密着型の募集をかけていくというような答弁をいただいておりますので、その内容についてはこれから指定管理業者として受けようとする業者のプロポーザルの中にもそういったメリットのある提案がされるだろうということを期待しておるとともに、この地域密着型というのは、先ほども申し上げましたが、運営協議会というものを年2回開催するというのが法律でもうたわれておりますので、その中で全国的なメリットとして引き出されているのが要望に見合ったオーダーメイドのサービスが実現しやすいというところでありますので、そういった意味でメリット等が大きいのではないかという判断でございます。

なお、地域密着型になると、いわゆる業者に対する介護報酬もそれなりに上がってくるわけでございます。しかし、それが満額利用者からの支払いにより介護報酬が上がるかということ、そうではありません。それは、議員御存じのとおりだと思います。収入によっては1割負担、2割負担、3割負担となっているわけでございますが、当該施設はおよそ1割負担の方が多いということで、9割は国、県、自治体での介護報酬の負担となるわけであります。そして、何よりも事業者が存続しないことには地域に介護サービスも継続できないという観点から、全国的にも地域密着型というものが広く展開されつつあるというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君、3回目です。

○18番（中川直美君） 先ほど私も言いましたが、地域密着型の通所介護というのは要は都会の場合なのです。小さいから、地域の要望を受け入れながらやっている。今回使ったチャットGPTで聞くと、住み慣れた地域での自立した生活をサポートするということだった。市町村が独自のサービスをするということになっているのです。先ほど言いましたが、事業者が残らなければならないというのはもちろんそのとおり。市が悪いのではなくて、国の制度そのものが悪いのだけれども、例えば介護報酬は要介護3だと従来の896円から1,028円、132円も上がるのです。年金も下がっている中で、この負担というのは耐えられない。介護保険が23年間やってきて、4つの壁ということで、負担利用料の問題や介護認定の問題など、もう多くの識者からこの問題はクリアしなければいけないということを言われている中で、ここで単純に利用者の負担を上げるというのは私は大問題だなというふうに思っておりますし、強いて言うならもっとサービスを手厚くする、利用者にももっと利用量も手厚くするというようなことがあればいいけれども、そんなこともなしに、指定管理にもかかわらずやるというのは、今の介護の分野を縮小するものだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 国の介護制度について私がこの場でどうこう言う立場ではないというふうに思いますが、チャットGPTの問いに対して回答するというのもいささかどんなものだろうとい

うふうに思いますので、一言言わせていただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり地域に密着し、住み慣れた地域でサービスが受けられるということを実現するために地域密着型という選択をしているわけでございます。審査の中には現在のこの施設の利用者数は、1日当たり平均で13.5人という状況になっております。地域密着型にした場合に事業者として損益分岐点に達する利用者数というのは1日当たり15人というデータも出ているわけでありますので、事業者を存続させるためにも、継続してこの地域にサービスを置くためにも苦渋の選択であるということが1点あるというところがございますし、先ほど議員がおっしゃったとおり800円から千百幾らへ利用料が変わるわけでございますが、これは1日の利用したサービスの料金のことをおっしゃっているのだと思いますが、時間にすると20円以下の増額というところがございますので、その辺は地域にサービスを置く、そして先ほど申し上げたように年2回の協議会ということで、サービスの向上を図っていけるという観点から了とすることでございますので、御理解いただきたいと。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第62号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての委員長質疑に入ります。

荒井眞理君の質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 議案第65号、これはすこやか両津の設備を整備するという事で意見がついています。皆さん御存じのように、両津病院の移転に伴って、地下施設を単体ですこやか両津が整備しなければいけないということですが、この予算に対して、これが有効なものになるように取り組まれないという意見がつけられていますが、これはどういう意味でしょうか。これが有効なものにならないという可能性があるのかどうか、どのように審査されたのかをお願いします。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） それでは、荒井議員の御質疑に答えさせていただきたいと思います。

先ほど荒井議員がおっしゃったとおり当予算1億6,440万円につきましては、両津病院が令和7年5月に移転するという事に伴いまして、現在の空調、熱源、電源、ナースコール等を再整備するという事に伴う予算でございます。この1億6,440万円の予算でございますが、本来の全体計画は令和6年度までございまして、総額で5億7,905万円を見込まれているという報告でございます。でありますので、5億

7,905万円が全体の両津病院移転に伴うすこやか両津の切離し整備工事と再整備も含まれておりますので、その予算であるということでございます。それを踏まえまして、当委員会としましては、荒井議員、市民厚生常任委員会の委員でありましたので、現在の高齢者人口の動向について十分お分かりだというふうに思いますが、介護老人保健施設の需要、それから高齢者サービスを受ける高齢者の人口等の動態を踏まえますと、建築から30年たった施設でございますが、今回5億7,905万円投じリニューアルすることによって、あと二、三十年は施設として使わないとこの改修費がもったいないぞというところで、こういった意見をつけさせていただきました。

なお、部長からいただいた答弁におきましては、今後の福祉の需要状況を踏まえまして、高齢者福祉サービスだけではなく、障害者福祉も含めた範囲の中で施設の利用を効率化していきたいという答弁もいただいておりますし、すこやか両津として切り離せない部分としては、リハビリサービスはどうしても将来的にも必要なのだという答弁をいただいておりますので、改修費として使われるお金を有効に使われていただきたいという思いからこのような意見となりました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今お伺いしますと、有効に十分使われるのだというふうに思います。ただし、築30年で、今ここでこれだけの、合計5億7,905万円の設備投資するということが、あと二、三十年も使うには耐えない建物であろうに、それはもったいないと、そういうことでしたけれども、一応二、三十年使わないとならないと、そのように有効になるのだろうかということですが、両津病院の移転の問題というのは津波の被害とか、あるいは浸水に弱い、そういう機械設備が病院の地下にあるということが一番問題だったと。そういう意味で、私はここを今後介護老人保健施設として整備するのは適地ではないというような議論もあったのかなと思ったのですが、そういう議論ではなかったでしょうか。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 荒井議員に一言申し上げたいと思いますが、我々20年しか使えないから、そんなところにお金を突っ込むのはもったいないなんていうことは一言も言っておりません。現行の介護老人保健施設の機能を確保するためにはこの金額が必要だろうと。しかし、先ほど申し上げました。荒井議員も市民厚生常任委員会の委員でありましたので、将来、現在の高齢者の動態について十分御存じかというふうに思いますが、その動態を踏まえまして、介護老人保健施設も島内に数ありますので、介護老人保健施設だけではなかなか人口減少に伴い、埋まらないのではないかというような観点から、せつかく直すのであればいろいろな意味で使えるような形にしてほしいということ为先ほど申し上げたわけでございますので、御確認いただきたいと思います。

なお、浸水地域の問題につきましては、当常任委員会の委員の方も懸念されて、質疑をさせていただいております。その中には、答弁の中では1階部分は御存じのとおりロビーと食堂等がございまして、高齢者の方々は2階以上に居住しているという状況でございますので、浸水をしたとする場合があっても、直接的な大きな被害にならないという観点から、この地域での継続ということを選択しているという答弁をいただいております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） では、確認します。いずれにしても電源設備とか、これはどうしたって施設にとっては重要な心臓部だと思います。それに対して費用対効果に疑問があると、そういう意味でつけた意見ではないということでしょうか。確認です。

○議長（近藤和義君） 市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） おっしゃるとおりでございます。我々はそういった意味ではなく、今後の高齢者の人口動態、それからサービスの需要を踏まえて、地域に必要な施設として活用するということも考えていただきたいということでございます。

なお、先ほどのところに付け加えさせていただきますが、電源施設等は上の階にあるということで、今回非常用発電を設置する部分に関しては浸水しないような方向で検討していただきたいということも答弁いただいております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第65号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第65号は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号、議案第65号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第66号 除雪機械購入契約の締結について。本案は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に指定されている市道除雪路線などへ配備予定の除雪機械について、令和5年6月8日に執行した指名競争入札の落札者と購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

令和4年陳情第13号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についての陳情。本陳情は、世界的に食糧危機が急拡大しており、米価や農産物価格が回復していない中で肥料や飼料、農業関連資材価格の高騰が農業生産者の暮らしとなりわいに大きな打撃を与えていることなどから、関係機関に対して家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択すべきものとして決定しました。

陳情第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」陳情。本陳情は、2022年度の新潟県の最低賃金額が東京都と182円の差があり、北陸、関東、信越13都県中、下から2番目の低さとなっていることや物価高騰が続き、暮らしが一層厳しくなっていることから、関係機関に対して最低賃金の見直しなどを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択すべきものとして決定しました。

陳情第11号 「佐渡島の金山」の世界遺産登録推薦書等の公開を求める陳情。本陳情は、ユネスコに提出された世界遺産登録推薦書が非公開となっていることから、ユネスコに提出した世界遺産登録推薦書、佐渡市が保有する世界遺産登録に関する公文書を開示するよう決議し、関係省庁及び佐渡市に要請することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

令和4年陳情第13号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についての陳情についての討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番（佐藤 定君） こんにちは。無党派、佐藤定です。これから家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についての陳情の賛成討論を始めます。

我が国の食料自給率は、長期的に減少傾向で推移し、先進国中、最低水準となっています。さきに発表された2021年の食料自給率は38%と、先進国中最下位です。しかし、日本政府はTPP、FTA、EPAなど貿易協定を各国と締結するに当たり、国内農業を犠牲にしています。このままではますます自給率が低下するなど国内農業は衰退し、国民の健康を支える安心、安全な食料供給が脅かされてしまいます。

国連は、2019年からの10年間を家族農業10年としました。飢餓と貧困の克服、持続可能な社会のために、家族農業の役割を再評価し、各国に政策転換を求めています。しかし、政府は農業の産業化を標榜し、家族農業を締め出す農業、農協改革を推し進めています。現に農林水産省が行っている2019年の農業構造動態調査によれば、農業経営体数は180万余りと減少傾向が続いています。特に家族経営体が150万程度と5年間で14%も減少したことが大きく影響しています。このままでは農村地域を維持することはままなりません。今こそ家族農業を基調とする農業政策へ転換し、食料自給率向上を目指すときです。

ロシアによるウクライナ侵攻による世界的な食料不足や、肥料をはじめとした生産資材の高騰による収支の悪化による農家の暮らしや農産物再生産もままならない状況をこのまま放置していくわけにはまいり

ません。米1俵1万2,000円と9,000円の差額、主食米で700万トンを補填するのに3,500億円。全酪農家に生乳キロ当たり10円を補填する費用は750億円で済みます。しかし、財務省は農林水産予算にそんな増額ができるわけがないだろうと一蹴しております。また、米や乳製品の在庫が多いことがコスト高で価格転嫁ができない原因とされていますが、欧米諸国は需給の最終調整弁を政府が責任を持ち、在庫になっている米、乳製品を政府が買い上げ、国内外の援助に回し、消費者を助け、生産者も助ける政策を推進しています。唯一これをやめてしまった日本が異常であり、即刻復活すべきです。さらには米や乳製品の在庫は、低関税率であって、他国はどこも全量を満たしていないのに、日本だけが最低輸入義務と言い張って、全量輸入してきました。米や乳製品の輸入を停止すれば、大きく改善します。米国の顔色をうかがう保身のために国内農業と国民の命をないがしろにする政治行政は、限界に達しています。フランスやカナダのようなコスト上昇を自動的に各流通段階の価格に上乘せするよう誘導する制度の検討も中長期的には必要です。しかし、今これを検討していても、今の日本農業の窮状を解決するには間に合いません。米国からのF35戦闘機だけで6.6兆円。防衛費5年間で43兆円に増額してトマホークを大量に買うのに比べて、食料にもっと抜本的に金をかけてこそ安全保障として正当化できます。さらに、再生エネルギー電源買取り制度による2022年度の総買取り料は4.2兆円で、面積当たり太陽光導入容量は世界1位です。食料とエネルギーは、安全保障の2本柱なのに、農林水産予算は総額でも2.3兆円です。再エネ予算に比べても、格段に少な過ぎます。米、乳製品などの食料買取り制度の復活の余地も十分にあります。さらに、みどりの食料システム戦略では、昆虫食に関する具体的な取組として、飼料の代替としての新たんぱく資源の利用拡大を提唱しています。まともな食料生産を潰して、トマホークとコオロギで生きることはできません。今こそ基本法の改定と同時に、財務省により枠をはめられ、減らされ続けてきた農林水産予算の異常さを認識し、真に食料自給率を向上させる政策転換が必要ではありませんか。

最後に、家族農業を守り、食料自給率向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についての陳情の採択に議員各位の賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより令和4年陳情第13号 家族農業を守り、食料自給率の向上を目指す食料・農業政策への転換を求める意見書の提出についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

令和4年陳情第13号を採択することは否決されました。

陳情第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」陳情についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。陳情第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」陳情について賛成討論を行います。

皆さん、日本でも世界でも深刻な物価高騰が起きています。日本の最低賃金は、全国平均で時給961円です。世界ではどうか。イギリス、1,635円、フランス、ドイツは物価高により、最低賃金を年3回も引き上げました。フランス、1,685円、ドイツ、1,794円、アメリカニューヨーク州、1,981円などの日本の最低賃金は5割から6割しかありません。お隣の韓国、1,010円にも抜かされました。世界でも異常な日本の最低賃金です。皆さん、日本と世界は何が違うのでしょうか。政治の姿勢に大きな違いがある。世界の国々は、物価高騰の中だからこそ暮らしと経済を守るために減税して、賃金を引き上げています。日本もやってほしいよね。どうですか。大企業の内部留保に時限的に課税し、大企業も中小企業も賃上げを実現すること。新たに増税するインボイスは中止。陳情は、1、政府は最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改定すること。2、政府は全国一律1,500円を目指すこと。3、政府は最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化を図ること。小さな事業所でも賃上げができるように、国が補助金などで直接支援すること。

6月21日に全労連と国民春闘共闘委員会は、厚生労働省に最低賃金法を全国一律制に改定し、1,500円以上への引上げを求めて要請されています。政府に要請する運動は、新潟県内でも全国でも、そして佐渡市議会からも陳情を上げることが今重要であります。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより陳情第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第2号を採択することは否決されました。

ここで休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

---

午後 2時40分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

陳情第11号 「佐渡島の金山」の世界遺産登録推薦書等の公開を求める陳情についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど委員長の報告にあったように、ユネスコに提出された世界遺産登録推薦書が非公開になっていることからということで説明もあったわけです。何も隠しているわけでも何でもなくて、普通の段取りの作業のものであろうというふうに私は思っているのですが、この辺どういう中身なのか、審査の状況を教えていただきたい。これ不採択にすると、何か物を隠しているように思われるのも私しゃくなので、お尋ねをさせていただきます。

○議長（近藤和義君） 産業建設常任委員長、室岡啓史君。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、中川直美議員の質疑にお答えいたします。

どのような審査状況の結果なのかということでもあります。執行部の説明では、現在世界遺産登録が決定していない状況であり、提出された推薦書はあくまでも国やユネスコ等の関係機関における審議、検討に関する情報であると理解しているとの説明がありました。推薦書を公にすることによって、これから世界遺産登録に向けての率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれもあるとの説明もありました。佐渡市が保有する公文書の開示についても同様の説明でありました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第11号 「佐渡島の金山」の世界遺産登録推薦書等の公開を求める陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第11号を採択することは否決をされました。

これより議案第66号 除雪機械購入契約の締結についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で常任委員会付託案件は全部終了しました。

---

#### 日程第2 議案第67号から議案第69号まで

○議長（近藤和義君） 日程第2、議案第67号から議案第69号までについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、追加議案上程させていただきます。

まず、議案第67号から議案第69号まで一括して御説明をさせていただきます。人権擁護委員候補者の推

薦について。議案第67号から議案第69号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在委員3名の任期が令和5年9月30日をもって満了となるため、後任の候補者として本間一秀氏、中川直子氏、源田俊夫氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第67号を同意することは可決されました。

これより議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第68号を同意することは可決されました。

これより議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第69号を同意することは可決されました。

議場準備のため、暫時休憩します。

午後 2時45分 休憩

---

午後 2時50分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

議事進行発言ありますか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 本日のこれからの議事でございますが、農業委員会委員の任命の採決ということになりますが、私はこの採決に当たり、議員一人一人が責任を持った採決の在り方ということが適切かというふうに思います。昨日議会運営委員会の中では投票という結果になりましたが、熟慮の結果、あえて記

名投票をしていただきたいということで議事進行させていただきます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 議会運営委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

---

午後 4時45分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

稲辺茂樹君から発言を求められておりますので、これを許します。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） まずもって、長時間にわたり皆様の貴重なお時間を頂戴したことににつきましておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ありません。

昨日の議会運営委員会において、これから上程されます農業委員会委員の任命の採決方法について、私は先ほど記名投票ということで発言をさせていただきました。昨日議会運営委員会においては、投票ということで決定をしていた流れでございます。私は、議会運営委員会の副委員長という立場でありながら、本日議事進行の中で記名投票という発言をいたしました。立場を超えてこの発言をしたことに重い責任があるということをご十分にかみしめた上での発言でございます。長らく議会では農業委員会委員の任命の採決においては無記名投票という流れでございましたが、現場の状況、それから選出の苦勞、それから個人名を挙げての議員の無記名による投票というような、非常に不透明な選出の仕方に長らく疑義を抱えていたものであります。十分不規則発言であるということをご反省の上でございます。大変申し訳ありませんでした。そして、その協議のお時間をいただいた中で、皆様のご理解を得まして、起立による採決という調整をしていただきました。

よって、先ほどの私の発言であります記名投票というものを取り下げさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

---

日程第3 議案第70号から議案第93号まで

○議長（近藤和義君） 日程第3、議案第70号から議案第93号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第70号から議案第93号までを一括して上程させていただき、御説明をさせていただきます。

佐渡市農業委員会委員の任命でございます。議案第70号から議案第93号までの佐渡市農業委員会委員の任命につきましては、現在の委員の任期が令和5年7月23日をもって満了となるため、藪田亨氏、山田隆生氏、渡邊秀一氏、北見尚志氏、本間一寿氏、金田勝廣氏、土屋七司氏、仲川庸一氏、渡邊実氏、金切秀明氏、森田聡氏、忠野佳純氏、細野真二氏、佐々木隆正氏、佐々木雅文氏、久保守氏、西野春彦氏、大野

雄一郎氏、本間隆氏、池克博氏、古屋野勝氏、中川義弘氏、民部猛氏、西村幸子氏、この24名を7月24日からの委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第70号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第70号を同意することは可決されました。

次に、議案第71号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第71号を同意することは可決されました。

これより議案第72号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第72号を同意することは可決されました。

次に、議案第73号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第73号を同意することは可決されました。

これより議案第74号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第74号を同意することは可決されました。

次に、議案第75号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第75号を同意することは可決されました。

これより議案第76号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第76号を同意することは可決されました。

次に、議案第77号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第77号を同意することは可決されました。

これより議案第78号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第78号を同意することは可決されました。

次に、議案第79号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第79号を同意することは可決されました。

これより議案第80号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第80号を同意することは可決されました。

次に、議案第81号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第81号を同意することは可決されました。

これより議案第82号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第82号を同意することは可決されました。

次に、議案第83号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第83号を同意することは可決されました。

これより議案第84号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第84号を同意することは可決されました。

次に、議案第85号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第85号を同意することは可決されました。

これより議案第86号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第86号を同意することは可決されました。

次に、議案第87号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第87号を同意することは可決されました。

これより議案第88号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第88号を同意することは可決されました。

次に、議案第89号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第89号を同意することは可決されました。

これより議案第90号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第90号を同意することは可決されました。

次に、議案第91号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第91号を同意することは可決されました。

これより議案第92号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第92号を同意することは可決されました。

次に、議案第93号 佐渡市農業委員会委員の任命についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数です。

議案第93号を同意することは可決されました。

以上で佐渡市農業委員会委員の任命の件については全部終了いたしました。

---

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近藤和義君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

総務文教常任委員長の閉会中の継続審査等申出書のうち、陳情第9号 佐渡市立図書館ビジョン、新さわた図書館コンセプト案を生かし市民の意見を十分に取り入れたさわた図書館基本構想を求める陳情に対する委員長質疑に入ります。

荒井眞理君の質疑を許します。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 陳情第9号、これが継続審査になっているという点について御質疑いたします。

この陳情は、佐渡市図書館ビジョン、新さわた図書館コンセプト案を生かし市民の意見を十分に取り入れたさわた図書館基本構想を求める陳情ということです。この中身を見ますと、継続審査にする理由がどこにあるのかということが分かりません。一体どのような経緯があつて継続審査になったのか、理由の説明を求めます。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長（平田和太龍君） 荒井議員の質疑にお答えいたします。

今回継続審査とした理由でございますが、本件について委員会としてまだ審議が不十分であり、この後もさまざまな角度から議論を進めたいということで継続審査としたものであります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） もちろん審査する必要があるわけで、これ継続審査ということなのだと思いますが、その理由を聞いています。何が不十分なのでしょう。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長（平田和太龍君） 同じ答弁になってしまいますが、様々な角度から議論を進めたということで継続審査となりました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君、3回目です。

○13番（荒井真理君） 何について審査し、何について不十分だったのかということです。この陳情の中身を見ますと、ほぼほぼ今執行部がしておられることと、この陳情でこうしてほしいと要請が出ていることは一致して、符合していると思います。ここで採択にしなかった理由というのがあるのでしょうか。あるいは、採択にするけれども、そこを迷ったとか、その経緯が、これ市民に分かるように、私は個人的にはこれは採択でよかったのではないかというふうに思っています。これから継続審査にするということは、これからも陳情者を呼ぶとか、いろいろ具体的に考えてするのですか。これ9月になったら採択できるのか、そういう見通しなのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任副委員長、平田和太龍君。

○総務文教常任副委員長（平田和太龍君） 同じ答弁になってしまいますが、この後も様々な角度から議論を進めたいということで継続審査としたものです。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の閉会中の継続審査等申出に対する委員長質疑を終結いたします。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（近藤和義君） これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和5年第3回6月市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、事業者や市民の皆様のご生活に直結する国の物価高克服に向けた追加策に伴う経費や災害対応に要する経費をはじめとした補正予算など議決をいただきまして、誠に感謝申し上げます。また、一般質問におきましては、7人の議員の皆様から市政全般にわたり、多くの御提言をいただいたところでございます。それらを参考にしながら、今後の施策につなげてまいります。

さて、7月7日金曜日、8日土曜日、佐渡ジオパーク日本認定10周年記念事業を行わせていただきます。ジオパークと世界農業遺産、また佐渡金銀山が連携したツアーの実施やパネルディスカッション、講演会などの記念式典を予定しておりますのでございます。議員の皆様はもちろん、市民の多くの皆様に御参加をお願い申し上げます。

次に、7月9日日曜日でございますが、東京ドームにおきまして、読売ジャイアンツワンデースポンサ

一、「佐渡島の金山」応援デーが開催されます。当日は読売ジャイアンツ対横浜DeNAベイスターズの試合が予定されており、佐渡出身の菊地大稀投手の登板を期待しているところでございます。今本当に絶好調ということで、期待の中継ぎ投手にまで成長しております。本当に期待をしておるところでございます。試合前のセレモニーには私も参加させていただき、佐渡特産品の贈呈を行うほか、東京ドーム内で「佐渡島の金山」の動画放映、またサドッキーも試合中にグラウンドに登場するなど、また菊地投手のテレビ、BSでございますが、PRCM等も予定されており、この佐渡を知っていただける東京ドームの1日になるというふうに考えているところでございます。

また、佐渡の子供たちの輝かしい成績の情報も続々と入っております。空手では小中高生計8名の選手が見事県予選会を突破し、全国大会への出場を決めております。剣道、バドミントンでも小学生が県予選会の団体の部でそれぞれ準優勝し、全国大会に出場いたします。また、新穂中学校の野球部の子供たちは、見事に県大会を制覇して、北信越大会に出場するというので、先般市長室のほうにもおいでいただいたところでございます。本当に子供たちの活躍は、勇気と感動を与えてくれます。上位大会でのさらなる御活躍を祈念し、皆さんで応援をしていきたいと考えておるところでございます。

また、7月22日土曜日、これ佐渡出身の著名な政治家であり、台湾製糖株式会社の創設にも関与するなど、高雄市をはじめとする台湾の発展に大きな貢献をされた山本悌二郎氏の銅像寄贈記念イベントを台湾の関係者の皆様に佐渡市へおいでいただき、開催をいたします。このすばらしい台湾との御縁をより強固なものとし、この先も様々な分野で交流を深めていきたいと考え、イベント当日、高雄市と友好交流協定を締結させていただきます。しっかりと様々世界遺産に向けた中で、元気な佐渡をつくっていく、それを多くの連携の中で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

結びになりますが、これから夏本番を向かえます。気温の上昇、また湿度が高くなる等があるというふうに考えております。暑さを避け、水分を取るなど熱中症予防に本当に御留意いただきたいと思っております。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、3年余り続く中で、国のコロナ対策、大きな転換を遂げたところでございますが、当然ウイルスのほうは消滅しておるわけではございません。また、今沖縄のほうでも非常に増えているという情報もある中でございます。佐渡は一定程度、今落ち着いている状況にはございますが、やはり十分な感染予防対策を取りながら、ただ一方でマスク等、熱中症のおそれもありますので、人がいないところではマスクをしないなど、そういうルールもしっかり徹底しながら、御健康を守りながら、そしてコロナウイルスの対策も並行して市民の皆様をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

この夏、大きなイベント、アース・セレブレーション、佐渡国際トライアスロン等、島内外から大勢が集まるイベントが多数予定されております。また、夏から秋にかけてイコモスのほうも来て、この佐渡、しっかりと受入体制をつくっていくと。この7月からのイベントも含めながら、非常に大きな、佐渡の将来にとって大事な時期がこの7月から10月、この秋に向けてという時期だというふうに考えております。議員の皆様、そして市民の皆様と一緒に、元気な佐渡をつくるために取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。ぜひ暑さに負けないように、皆様方に健康に御留意をしていただくことを改めてお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和5年第3回（6月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時07分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 藤 和 義

署 名 議 員 山 本 健 二

署 名 議 員 佐 藤 定